

平成27年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：民法（配点：120点）

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で3ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問 次の〔事実1〕～〔事実5〕を読んで、以下の各問に答えなさい。

(配点：60点)

〔事実1〕 A社の経理部長であったBは、A社のために小切手を振り出し、それによってA社の預金を引き出す代理権を与えられ、Z銀行との間で預金についての取引を行っていたが、A社名義の手形を発行する権限は与えられていなかった。

〔事実2〕 Bは、人事異動によって企画部長へ配置換えとなり、預金についての代理権を失った。しかしその後、手形発行の権限がないにもかかわらず、A社を代理してA社名義の手形を発行してCに交付し、Cから融資を受ける契約（以下「本件契約」という。）を、Cとの間で締結した。

〔事実3〕 Cは、本件契約を締結するにあたり、Bから受け取った手形が真正のものかどうかを確かめるために、Z銀行に問い合わせをした。Z銀行はCに対し、BはA社の代理人として届け出られており、Cの持参した手形上のA社の印影は、届出印と一致すると回答したため、Cは貸付金をBに交付した。

〔事実4〕〔事実3〕の時点では、すでにBの代理権はなくなっていたが、Z銀行が〔事実3〕のような回答をしたのは、A社がZ銀行にBについての解任届を提出するのが遅れたためであった。

〔事実5〕 BはCから受け取った金銭を持ったまま、行方不明になっている。

問1 上の事例において、代理の効果として、A社とCとの間に融資契約が成立するか。しないとすれば、それはなぜか。

問2 民法109条、110条、112条は「表見代理」を定めた規定である。表見代理の2つの要素（本人側の要素・相手方側の要素）に触れて、表見代理とは何か、説明しなさい。

問3 上の事例において、民法112条の表見代理が成立するか。しないとすれば、それはなぜか。

問4 上の事例において、民法110条の表見代理が成立するか。しないとすれば、それはなぜか。

問5 上の事例において、民法110条、112条の重畳適用をするならば、各条文の要件をどのように組み合わせるか、説明しなさい。また、重畳適用をすることができる理由についても説明しなさい。

(民法)

## 第2問

京都市在住のAは、先祖伝来の古美術品を数多く所有している。2014年10月1日、東京で骨董店を営むBは、知人の紹介によりA宅を訪れ、Aから江戸時代のある屏風<sup>びょうぶ</sup>1点(以下、この屏風を甲と言う。)を20万円で購入することをAと合意した。その際、甲の受け渡しについては、Bが運送業者の手配をし、10月4日に運送業者がA宅に甲を受け取りに行くこと、および、代金は甲の発送確認後にBがAの銀行口座に振り込むことも、あわせて取り決められた。

Aは、甲に描かれた絵画の技術が相当に優れたものであると親族から聞いていたものの、他にも骨董の屏風を複数所有しているうえ、甲の図柄はAの好みではなかったため、甲の鑑定を専門家に依頼したり作者を確認したりすることもなく、Bの提示した価格で売買に応じたものである。一方、Bも、もともと骨董の陶磁器が専門で屏風にはそれほど詳しくはなく、甲が江戸時代の作であることとその保存状態をもとに、20万円という価格を提示した。

翌10月2日、Bは、いつも骨董品の運送を依頼している専門業者Cに、A宅から東京にあるBの店舗まで甲を運搬することを依頼し、運送中の破損等に備えた保険や美術品の特別な梱包の料金を含む配送料として、Cに2万円を支払った。

同年10月3日、Aが知人であり古美術商であるDに、所有する骨董等を見せていたところ、Dは甲に押されている作者の印に目を留め、これは江戸時代のある著名な絵師が初期に用いていたことが最近判明した印で、そのことが新聞でも報じられていたことを指摘し、甲を200万円で購入したいとAに告げた。

Aは、先日Bに甲を20万円で売る契約をしたと話したところ、Dは、勘違いしていたのだからBに掛け合っただけでその売買はなかったことにしてもらえばよいと言い、AもDの言に従うことにした。Aはその場でBの店に電話したがBは不在であったことから、Bの了承を待たずにDに甲を売る契約をした。Dは当日中に、Aに200万円を支払い、甲をDの倉庫に持ち帰った。

10月4日にCが甲の搬出のためA宅を訪れたところ、Aは、Bに連絡をしようとしたが間に合わず申し訳ないが、甲は他所へ売ったとCに告げたため、Cはその旨をBに電話で告げた。

一方、Dは、専門家に甲の鑑定を依頼したところ、甲はやはり著名な絵師の作品であり、時価400万円を下らないとのことである。

(民法)

以上の事例について、以下の各問に答えなさい。

(配点：60点)

問 1 BはDに対し、甲の所有権に基づいて甲の引渡しを請求することができるか否かについて、A B間の売買契約の効力の有無を論じたうえで、説明しなさい。

問 2 Bは、甲を取り戻すことをあきらめて、Aに対して損害賠償を請求することにした。この場合、Bは、①どのような条文を根拠に、②どのような損害について賠償請求をすることが考えられるか。また、③その請求は認められるか、認められるとすればどの範囲で認められるか。A B間の売買契約の効力があると考えられる場合（イ）と、ないと考えられる場合（ロ）の両方について、それぞれ検討しなさい。なお、A B間の売買契約の効力の有無につき問 1 の解答において採った結論は、ここでは無視して構わない。